

**議案第 56 号 三田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

【趣 旨】

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 3 月 29 日に公布されたため、市の基準条例の一部を改正するもの。

【内 容】

改正省令により、本条例における「地域包括支援センター運営協議会」の根拠規定が変更されたため、所要の改正を行う。

【施行期日】

公布の日

【予算措置】

なし

【そ の 他】

関係法令

- ・ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 12 条
- ・ 令和 6 年厚生労働省令第 61 号